

～ 巻頭言 ～



法整備支援とそのプロセスを通じた 内省的視座の獲得 — 民事訴訟法研究者の視点から —

同志社大学法学部教授

川 嶋 四 郎

私は、これまで幾度かベトナムにおける法整備支援に携わる機会に恵まれました。特に、判決執行法の制定、国家司法学院の創設、民事訴訟法改正に関する本邦研修等の際に、少しばかり関与させていただきました。その際、法務総合研究所国際協力部の皆様や長期専門家・短期専門家等の方々による誠意に満ちた献身的な支援への取組や、ベトナムの裁判所、検察院および大学関係の多くの方々から、私は、貴重な示唆と経験を得ることができました。

今から10年ほど前のことですが、この仕事に携わる際に、次のようなことを考えました。

私は、四半世紀以上にわたり、民事訴訟を中核とした民事紛争処理過程の再構築のための研究と教育に携わってきましたが、それは、民事紛争処理過程を、紛争当事者が主役となるべき救済形成・救済実現過程の構築を目的とした研究でした。そのような私の基本的な考察の視点は、どのようにすれば、手続利用主体である当事者が、広く民事救済過程において弁護士や裁判関係主体等の多様で高質なサポートを得ながら生き生きと躍動し、手続等の活用を通じて、自らの手で救済内容を創案し実現していくことができるかを探究することでした。整序された手続過程において、紛争当事者が、自己創発的な救済形成・救済実現を通じた紛争処理を可能にすることができる手続環境を、いかに創造すべきかに関わる課題と取り組んできたのです（拙著『民事訴訟過程

の創造的展開』（弘文堂、2005年）、『民事救済過程の展望的指針』（弘文堂、2006年）等を参照）。

法整備支援への関わりを、私は、このような私自身の専門領域に関する基礎的な考察のいわば応用型・実践型であると考えました。当事者にとって利用しやすく頼りがいのある一定水準の民事訴訟手続の構築と国家によるその提供は、日本に限らず、ベトナムでも有益なものになると考え、その作業に参加させていただいたのです。

その背景には、日本国憲法の前文に明記された国際平和・国際協調の精神に対する共感や、2001年6月12日に公表された『司法制度改革審議会意見書』に記された「法整備支援の推進」への共鳴もありました。

その際、2冊の書物も、私の脳裡を過ぎりました。渡辺京二の『逝きし世の面影』（葦書房、1998年）と、金子光晴の『マレー蘭印紀行』（中央公論社、1940年）です。

まず、文芸批評家の渡辺は、幕末・維新の時期に日本を訪れた欧米人の見聞録を素材として著した上記書物について、次のような興味深い指摘をしています。

「・・・われわれは欧米人観察者の所見について、どれだけでも懐疑的になることができるが、彼らが口を揃えて当時の日本人を幸福で満足した民と表現するとき、その印象を幻影として斥けることはでき

ない。なぜなら、その印象は彼ら自身にとって意外でありおどろきだったからである。

彼らは逆に、この国において専制的支配の下にうちひしがれた民を見出すものと予想していた。だから彼らの発見は不本意な発見だったのである。彼らはおのれの属する近代西洋文明の優越については揺るがぬ自信の持ち主だった。彼らの文明が達成した諸価値はことごとく、人間に史上最高の幸福をもたらすはずのものであり、その意味でそれはヒューマニティのための文明だった。ところがそのような近代的ヒューマニティを保証する要件を根本的に欠く社会において、住民の顔は幸福感に輝いているのである。較べて見れば明白であった。彼らが故国の都会でしばしば見出したような、憔悴と絶望と苦悩の表情は、江戸でも長崎でも目にすることはできなかったのだ。

彼らの近代西洋文明への自信が揺らいだというのではない。だが彼らは、それとはまったく枠組を異にする文明が、住民に幸福を保証しようという事実を承認せざるをえなかった。したがって彼らは、しばしば立ち停まって沈思したのである。自分たちの到来がこの国にもたらそうとしている変革は、もともと無用なのではないか、この国は今ままで十分幸せなのではないかと。つまり彼らは、おのれが西洋近代文明の一員であることに改めて優越をおぼえながらも、この国の住民にとって《近代》は必要ないのではあるまいかと、しんそこから感じたのである。」（渡辺京二『荒野に立つ虹』〔葦書房、1999年〕より）

ここから、私は、法や制度がそのために存在すると考えられる「人々の幸せ」やその多様なあり方への配慮も重要であり、人々にそれをもたらす手続枠組も、決して一様ではないのではないかとの印象をもちました。

次に、詩人の金子は、太平洋戦争前にマレー半島を放浪し、大規模なゴム園の開発現場を眺めながら、上記の紀行に、次のように記しました。

「森のあらたな整頓と、静粛のなかには、失われたものの、いなくなってしまったものをいたむところが強く漲っていた。同時に、それは人のここから、自己と放恣とが亡びてしまった取り返せぬ淋しさを語っていた。みたされぬ私の気持ちは、懐中電灯がうつし出す黄ろく濁った水のなかに、扁平な、カリカチュアじみた鱗のかたちが、幻にでもあらわれてくれぬものかと、秘かに待ちうけているものごとくであった。夜のくらやみには、森のいきもの頽廢、嘆きが抱きあっているのを眺めてすぎるばかりであった。

・・・（中略）・・・

開墾はすんだ。火で浄めた新しい土には、ゴムの苗木がうえられる。

だが、人間が、犠牲をものともせず、おのれの富の無限をくらべようとした非望も、広大無辺な森のなかに一つ二つ、けちな砂利禿をつくったにすぎない。」

ここから私は、過度の急激な近代化・資本主義化に対する戒めを学び、法整備支援という形式の開墾援助のあり方を考えさせられました。

そこで、このような問題意識に基づき法整備支援に携わる中で得られた内省的視座について、以下に少し記したいと思います。

ベトナムでは、1986年のドイモイ政策の採用以降、市場経済に即応できる法制度の構築の一環として民事訴訟法の制定も企図されました。そして、日本等からの支援も受けて、2004年に新しい民事訴訟法が制定されました。この民事訴訟法は、最近若干の改正もなされましたが、いくつかの注目すべき特徴を指摘することができます。

第1に、「全員集合型裁判」とでも呼ぶべき民事裁判手続の当事者構造を挙げることができます。これは、民事紛争の範囲の捉え方や紛争解決の考え方も関わりますが、民事訴訟では、当事者間のみの相対的な紛争解決を目指すのではなく、利害関係を有する者全員を含めた一体的かつ一回的な解決を志

向している点に、特色が見られるのです。訴訟上の紛争解決観や裁判所の負担とも関わる問題ですが、紛争の一回的・全面的な解決に奉仕するのが裁判所の使命と考えられているのです。

第2に、通常、当事者・利害関係を有する者の出席の下で口頭弁論が開かれ、「一期日審理の即日判決」が目指されている点も、特徴的です。これは、民事裁判における集中審理の実現です。確かに、口頭弁論前の準備段階における当事者の手続保障の有無や、口頭弁論における人証調べ等の結果の判決内容に対する直接的な反映の可能性等については疑問も考えられますが、当事者本人等の口頭弁論期日への出席を重視し、その現実の弁論権を保障している点は、注目に値します。

第3に、近時の改正で、民事訴訟事件の第一審における検察官の立会いの機会が拡張されましたが、民事訴訟における検察院の役割も注目に値します。そこでの検察官の役割は手続法の遵守を監督することにとどまるとされていますが、職業裁判官1名と人民参審員2名からなる第一審では、前者だけではなく、とりわけ後者に対する監督も強く意識されているように思われます（ただ、人民参審員については、政治的な意味合いが強いものの、形式的に見た場合には、国民の司法参加的な側面があることも、注目に値すると考えられます）。なお、日本の場合には、裁判所における継続的な内部教育（判事補教育）システムとして、地方裁判所における合議体のもつ意義は重要と考えられますが、ベトナムにはそのような機会がない点は、司法制度を支える人材育成の課題につながっていくでしょう。

第4に、口頭弁論期日前の争点・証拠の整理手続に相当する手続が当事者にとって必ずしも可視的ではない点を、課題として挙げることができます。日本のような弁論準備手続等の期日を用い当事者の手続保障に配慮した手続が行われるのではなく、ベトナムでは、口頭弁論期日までの一定の期間内に裁判所がかなり自由な手続で、争点・証拠の整理を行っ

ているのです。当事者の証拠収集能力の問題だけではなく、裁判所の真実発見に対する強い志向も窺えますが、ここでは、たとえば、裁判官と書記官（事務官）が、特に当事者に立ち会う機会を与えることなく、裁判所外に出向いて、文書証拠を収集したり、住民から話を聞いたりすることもあるようです。ただ、その記録は、当事者が、口頭弁論期日前に閲覧等を行うことができ、その限りで当事者等の手続保障は認められているのですが、必ずしも十分ではないと考えられます。

第5に、「訴訟上の和解の熟慮期間」が設けられている点も、挙げることができます。つまり、和解から7日以内は、合意の撤回が可能とされています。当事者の自己決定権を保護し、裁判所による訴訟上の和解の強制を防止する意味では、興味深い規定と考えられます。ただ、そのような規定を置かざるを得ない現実が存在するのかもしれない。

そのほかに、たとえば、非公開でかつ当事者の立会権が保障されていない監督審の制度等も、日本人の目には、改革が必要な制度として映るのですが、とにかく、ここに挙げたベトナム民事訴訟手続の諸特徴から、そもそも、世界レベル（これ自体、一義的に明確ではないのですが）から見て「民事訴訟が民事訴訟として認められる核心的なものは何か」について、考えさせられました。

特に、書面主義化に流れることなく、当事者の自己決定権を重視し、公開法廷における口頭での対論（弁論権行使）の機会を集中的に保障しかつ不意打ちを防止するシステムを有する民事訴訟手続の存在は、基本的な手続構造の違いを超えて、世界的に見ても一定の評価を受けるべき法規範となり得ていることを示していると考えられるのです。

様々な課題点があるものの、ベトナムの民事訴訟法の法整備支援に携わる中で、国家が民事紛争解決に寄せる思いをもまた感じ取ることができました。そこから、現在日本の民事訴訟法のあり方に関して進んでいる議論についても、考えさせられます。

日本の民事訴訟法に関する議論については、一方で、国民がより利用しやすく分かりやすく頼りがいのある民事訴訟が目指されているものの、他方で、迅速化志向も著しいように思われます。

たとえば、現在、証拠収集手続の拡大等にも配慮しながら、第一審レベルでは、争点・証拠の整理手続を終えた後の原則的な失権効の導入の可否、時機に後れた攻撃防御方法の却下の制度の強化、裁判所侮辱罪の導入の可否等、当事者の行為責任を強化する方向での議論が進行しているのです。これは、訴訟では、いわば手続保障と自己責任を徹底化し、当事者主義をより一層強化し、真に民事訴訟による解決にふさわしい事件のみを裁判所が扱う方向性を提言し、それ以外の事件は、ADR (Alternative Dispute Resolution. 裁判外紛争解決手続) 等による解決に委ねる学説の方向性にも対応しているようにも思えます。ただ、ベトナム民事訴訟法の法整備支援に携わる中で、現時における国民のニーズに応えることができる裁判所のあり方を探究しようとするベトナムの基本姿勢には、日本法の将来を考える際にも示唆的と考えられるのです。

このように、私は、法整備支援に携わりながら、自己の専門領域に新たな洞察の光を獲得させてもらっているのが現実です。

私自身、民事訴訟法に関する法整備支援は、その国に相応しい利用可能な世界水準の手続構築をサポートすることと考えています。ただ、その国で新たな民事訴訟法が制定されれば、それで支援が終わりとなるのではなく、たとえば、民商法等の実体法の整備、保全や執行等に関する様々な手続法規の整備、戸籍および登記・登録制度の整備、信頼できる不動産等の評価制度の存在等の制度面の充実に加えて、訴訟手続を運用できる人材(裁判官、裁判所書記官・事務官、弁護士等)の育成、公共財としての判例の公開や研究の進展など、訴訟法規以外の諸種の要因が、有機的に関係しつつよりよき民事裁判制度の構築と実践に寄与することを忘れることができませ

ん。私たちが、日頃から当然のこととして民事訴訟法を研究する際に考察の対象とさえしていない手続外的な諸要素の手続実践に与える影響の大きさを、支援活動を通じて改めて考えさせられたのです。それは、たとえば、法整備支援における専門家横断的なチームを組んだ支援や専門領域間の連携等の意義の再確認にもつながっていくでしょう。

ところで、ベトナムでは、朝が早いのに驚きます。農村で生まれ育った私には、ハノイの街中で、早朝から天稗棒を担いで野菜や果物を売り歩く人たちの姿を見るにつけ、日本で忘れられつつあるささやかながらも平穏な庶民の日々の暮らしの大切さを思いました。それは、私が農村出身であるだけでなく、勤勉な人々の日常の幸せの価値を、法学者の視点から、もっと深く考えなければならぬと思ったからです。

近時、ベトナムでは、職権主義的な要素を加えた改正が行われるなど、当事者主義的民事訴訟法からの後退とも思える現象も見られますが、しかしそこに、ベトナム国民が、自らの手で頼りがいのある民事訴訟を構築するための試行錯誤の跡を、垣間見ることできると思います。経済発展と提訴件数の増加が見込まれる中、今後の運用にも注視したいと考えています。

ベトナムの法整備支援の歴史を振り返りますと、多くの長期専門員等による豊かで良好な信頼関係の形成の賜を見出すことができます。たとえば、東日本大震災に起因した日本の大災害に対するベトナムの人たちの心温まる支援も、その一端を示していると思います。

私も、世界水準の民事訴訟手続がいかにあるべきかを考え、人々の多様な「幸せのかたち」にも配慮しながら、ベトナムの人々にとってより利用しやすく分かりやすく頼りがいのある民事訴訟手続が、ベトナムの人々の手で創られてゆくことができるように、これからも多少ともお役に立つことができると願っています。